

川文推発第41号
令和6年3月15日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 奥富 精一 様
同 福田 洋子 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和4年3月28日執行の教育総務部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（文化推進室）

文化推進室の寄附金の現金取扱事務及び雑入払込事務において、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

寄附金については、受領時及び収納時に複数の職員で収納期日を確認するとともに、執務室内に収納期日を掲示し、現金受領後3営業日以内の金融機関への払い込みを徹底するよう改善いたしました。また、令和4年度5月分の寄附金から、現金出納簿へ適正に記載しております。

ワークショップ参加料等雑入については、受領後の担当者間の引継ぎを徹底することで、収納日から3営業日以内の金融機関への払い込みを行うよう改善いたしました。アートギャラリー・アトリアの指定管理者制度導入に伴い、現在は指定管理者が行っております。

支出事務について（文化推進室）

文化推進室の報償金の支払いにおいて、会計事務の手引きに則って行われ



ていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

また、修繕の発注において、一括して発注可能な契約を分割して発注し、川口市契約に関する規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

美術作品選考会議委員報償金及び文化振興助成事業選考委員報償金については、令和4年度から所得税を源泉徴収するよう改善いたしました。文化三賞選考委員報償金については、所得税法第204条第1項第5号に規定する報酬に該当しないと解されるため、所得税の源泉徴収の対象にならない旨、税務署から見解を得ております。

修繕の発注については、令和4年度から修繕の範囲や内容を十分精査し、川口市契約に関する規則に則り適正に執行しております。

契約事務について（文化推進室）

文化推進室の入札において、必要な書類の提出が無く川口市契約に関する規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

契約に係る入札において書類の不足を防止するため、川口市契約に関する規則に基づき、令和6年1月に入札事務書類の確認表を作成し、同年2月の「川口総合文化センター執務室等移転に伴う廃棄物処理委託契約」に関する入札より使用しております。

財産管理について（文化推進室）

文化推進室の備品の管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが散見されたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

また、郵便切手等の出納の管理において、川口市文書管理規程に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

備品については、文化推進室の全ての備品について現物の確認とその登録状況を照合し、備品登録及び廃棄を行いました。

郵便切手については、種別ごとの郵便切手等受払簿を作成していません。

たことから事務が煩雑になり、適正な管理が行われていませんでした。令和4年4月からは、郵便切手等受払簿（様式第17号）で使用概要や全体残高を把握するほか、独自で作成した金種別郵便切手受払簿を用いて、金種別の使用枚数や残枚数を郵便切手等受払簿と結び付けて管理し、月締めで確認するよう改善いたしました。